

四街道市一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
（初任給、昇格及び昇給） 第7条 （略） 2～5 （略） 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 <u>次の各号に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間におけるその者の人事評価の結果が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価の結果に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> <u>(1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）</u> <u>(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員</u> 8～10 （略） （扶養手当） 第11条 （略） 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	（初任給、昇格及び昇給） 第7条 （略） 2～5 （略） 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 <u>（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）</u> とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 7 <u>55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の人事評価の結果が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価の結果に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 8～10 （略） （扶養手当） 第11条 （略） 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）とする。

4 (略)

第12条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 (略)

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 (略)

第12条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 (略)

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある
8級職員が8級職員以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある
8級職員以外のものが8級職員となつた場合

(5) (略)

(管理職員特別勤務手当)

第20条の3 前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の
運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規
定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等
(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、管理職
員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処そ
の他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの
間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外
の時間に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮し
て規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗
じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき12,000
円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るも
のがある8級職員が8級職員以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るも
のがある8級職員以外のものが8級職員となつた場合

(5) (略)

(管理職員特別勤務手当)

第20条の3 前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の
運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規
定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等
(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員
特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処そ
の他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午
前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合
は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき12,000
円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、当該
勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、そ
の額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第20条の4 (略)

2 第7条第3項から第10項まで、第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 (略)

別表第1 (第6条第1項)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
任期付		円	円	円	円	円	円	円	円
職員及び定年	1	188,000	220,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
前再任用短時間勤務職員以外の職員	2	189,700	221,700	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	191,300	223,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	192,900	224,300	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	194,500	225,600	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	196,200	226,700	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	197,800	227,800	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	199,400	228,900	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第20条の4 (略)

2 第7条第3項から第10項まで、第11条、第12条及び第12条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 (略)

別表第1 (第6条第1項)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
任期付		円	円	円	円	円	円	円	円
職員及び定年	1	188,000	220,000	257,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
前再任用短時間勤務職員以外の職員	2	189,700	221,700	258,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	191,300	223,000	259,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	192,900	224,300	260,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	194,500	225,600	261,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	196,200	226,700	262,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	197,800	227,800	263,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	199,400	228,900	264,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200

9	201,000	230,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	488,500
10	202,700	231,500	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
11	204,400	233,000	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
12	206,100	234,500	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
13	207,400	236,000	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
14	209,000	237,500	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
15	210,600	239,000	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
16	212,100	240,500	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
17	213,600	242,000	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
18	215,200	243,400	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
19	216,800	244,800	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	
20	218,400	246,200	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>	
21	220,000	247,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>	
22	221,700	248,600	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>	
23	223,000	249,800	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	
24	224,300	251,000	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>	
25	225,600	252,100	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>	
26	226,700	253,200	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>	
27	227,800	254,300	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>	
28	228,900	255,400	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>	

9	201,000	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>
10	202,700	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>
11	204,400	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>
12	206,100	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>
13	207,400	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>
14	209,000	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>
15	210,600	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>
16	212,100	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>
17	213,600	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>
18	215,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>
19	216,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>
20	218,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>
21	220,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>
22	221,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>
23	223,000	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>
24	224,300	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>
25	225,600	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>
26	226,700	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>
27	227,800	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>
28	228,900	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>

29	230,000	256,400	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	231,100	257,400	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	232,200	258,400	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	233,300	259,400	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	234,400	260,400	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	235,400	261,300	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	236,400	262,200	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	237,300	263,100	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	238,200	263,900	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	239,100	264,700	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	239,900	265,500	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	240,700	266,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	241,400	267,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	242,000	267,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	242,600	268,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	243,200	269,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	243,800	270,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	244,400	270,800	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	245,000	271,600	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	245,500	272,300	320,200	366,700	383,800	409,300	

29	230,000	256,400	287,300	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	231,100	257,400	288,500	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	232,200	258,400	289,800	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	233,300	259,400	291,100	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	234,400	260,400	292,400	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	235,400	261,300	293,400	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	236,400	262,200	294,400	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	237,300	263,100	295,500	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	238,200	263,900	296,600	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	239,100	264,700	297,800	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	239,900	265,500	298,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	240,700	266,300	300,100	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	241,400	267,000	301,300	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	242,000	267,800	302,600	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	242,600	268,600	303,900	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	243,200	269,300	305,200	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	243,800	270,000	306,500	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	244,400	270,800	307,800	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	245,000	271,600	309,100	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	245,500	272,300	310,400	358,500	377,900	404,800	446,100	

49	246,000	273,000	321,400	367,600	384,300	409,500
50	246,400	273,800	322,700	368,300	384,900	409,800
51	246,700	274,600	323,900	369,000	385,500	410,100
52	247,000	275,300	325,100	369,600	386,200	410,400
53	247,300	276,000	326,400	370,000	386,600	410,600
54	247,600	276,700	327,500	370,600	387,200	410,900
55	247,900	277,400	328,600	371,300	387,800	411,200
56	248,200	278,100	329,700	372,000	388,300	411,500
57	248,500	278,800	330,400	372,300	388,700	411,700
58	248,800	279,500	331,300	373,000	389,300	412,000
59	249,100	280,200	332,000	373,700	389,900	412,300
60	249,400	280,900	332,800	374,300	390,400	412,500
61	249,700	281,500	333,600	374,600	390,800	412,700
62	250,000	282,200	334,000	375,100	391,300	413,000
63	250,300	282,800	334,600	375,700	391,800	413,300
64	250,600	283,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	250,900	284,100	336,100	376,600	392,700	413,700
66	251,200	284,800	336,800	377,200	393,100	
67	251,500	285,400	337,500	377,900	393,500	
68	251,800	286,100	338,100	378,500	393,900	

49	246,000	273,000	311,700	360,000	378,700	405,400	446,600
50	246,400	273,800	313,000	360,800	379,500	406,000	447,000
51	246,700	274,600	314,300	361,800	380,300	406,500	447,400
52	247,000	275,300	315,400	362,800	381,000	406,900	447,800
53	247,300	276,000	316,300	363,700	381,700	407,300	448,200
54	247,600	276,700	317,600	364,800	382,400	407,500	448,600
55	247,900	277,400	318,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	248,200	278,100	320,200	366,700	383,800	408,100	449,300
57	248,500	278,800	321,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	248,800	279,500	322,700	368,300	384,900	408,700	450,000
59	249,100	280,200	323,900	369,000	385,500	409,000	450,300
60	249,400	280,900	325,100	369,600	386,200	409,300	450,600
61	249,700	281,500	326,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	250,000	282,200	327,500	370,600	387,200	409,800	
63	250,300	282,800	328,600	371,300	387,800	410,100	
64	250,600	283,500	329,700	372,000	388,300	410,400	
65	250,900	284,100	330,400	372,300	388,700	410,600	
66	251,200	284,800	331,300	373,000	389,300	410,900	
67	251,500	285,400	332,000	373,700	389,900	411,200	
68	251,800	286,100	332,800	374,300	390,400	411,500	

69	252,100	286,700	338,600	378,900	394,200
70	252,400	287,400	339,200	379,400	394,500
71	252,700	288,000	339,700	380,000	394,800
72	253,000	288,500	340,300	380,500	395,000
73	253,300	289,000	340,600	381,000	395,200
74	253,600	289,600	341,100	381,600	395,500
75	253,900	290,100	341,500	382,100	395,800
76	254,200	290,700	341,900	382,400	396,000
77	254,500	291,200	342,300	382,800	396,200
78	254,800	291,700	342,800	383,300	396,500
79	255,100	292,300	343,300	383,700	396,800
80	255,400	292,900	343,800	384,100	397,000
81	255,700	293,400	344,100	384,500	397,200
82	256,000	293,900	344,500	385,000	
83	256,300	294,300	344,900	385,400	
84	256,600	294,600	345,300	385,800	
85	256,900	294,800	345,600	386,100	
86	257,200	295,100	346,000		
87	257,500	295,300	346,400		
88	257,800	295,600	346,800		

69	252,100	286,700	333,600	374,600	390,800	411,700
70	252,400	287,400	334,000	375,100	391,300	412,000
71	252,700	288,000	334,600	375,700	391,800	412,300
72	253,000	288,500	335,300	376,300	392,400	412,500
73	253,300	289,000	336,100	376,600	392,700	412,700
74	253,600	289,600	336,800	377,200	393,100	413,000
75	253,900	290,100	337,500	377,900	393,500	413,300
76	254,200	290,700	338,100	378,500	393,900	413,500
77	254,500	291,200	338,600	378,900	394,200	413,700
78	254,800	291,700	339,200	379,400	394,500	
79	255,100	292,300	339,700	380,000	394,800	
80	255,400	292,900	340,300	380,500	395,000	
81	255,700	293,400	340,600	381,000	395,200	
82	256,000	293,900	341,100	381,600	395,500	
83	256,300	294,300	341,500	382,100	395,800	
84	256,600	294,600	341,900	382,400	396,000	
85	256,900	294,800	342,300	382,800	396,200	
86	257,200	295,100	342,800	383,300	396,500	
87	257,500	295,300	343,300	383,700	396,800	
88	257,800	295,600	343,800	384,100	397,000	

[illegible]

	109		301,600	354,700					
	110		301,900						
	111		302,200						
	112		302,500						
	113		302,700						
任期付職員		194,500	230,000	257,600	280,600	294,900	310,000	336,100	368,500
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
別表第2（第6条第1項）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円

	109		301,600	351,500					
	110		301,900	351,900					
	111		302,200	352,300					
	112		302,500	352,700					
	113		302,700	353,200					
	114			353,600					
	115			353,900					
	116			354,200					
	117			354,700					
任期付職員		194,500	230,000	257,600	280,600	294,900	310,000	336,100	368,500
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
別表第2（第6条第1項）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円

再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	<u>185,700</u>	<u>247,600</u>	281,100	再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	<u>180,600</u>	<u>245,400</u>	281,100
	2	<u>187,400</u>	<u>248,700</u>	281,800		2	<u>181,800</u>	<u>246,200</u>	281,800
	3	<u>189,100</u>	<u>249,700</u>	282,500		3	<u>183,100</u>	<u>246,900</u>	282,500
	4	<u>190,800</u>	<u>250,700</u>	283,100		4	<u>184,400</u>	<u>247,600</u>	283,100
	5	<u>192,500</u>	<u>251,700</u>	283,700		5	<u>185,700</u>	<u>248,700</u>	283,700
	6	<u>194,200</u>	<u>252,900</u>	284,300		6	<u>187,400</u>	<u>249,700</u>	284,300
	7	<u>195,800</u>	<u>254,000</u>	284,900		7	<u>189,100</u>	<u>250,700</u>	284,900
	8	<u>197,400</u>	<u>255,000</u>	285,500		8	<u>190,800</u>	<u>251,700</u>	285,500
	9	<u>199,000</u>	<u>256,100</u>	286,100		9	<u>192,500</u>	<u>252,900</u>	286,100
	10	<u>200,500</u>	<u>257,100</u>	286,700		10	<u>194,200</u>	<u>254,000</u>	286,700
	11	<u>202,000</u>	<u>258,000</u>	287,200		11	<u>195,800</u>	<u>255,000</u>	287,200
	12	<u>203,500</u>	<u>259,100</u>	287,700		12	<u>197,400</u>	<u>256,100</u>	287,700
	13	<u>205,000</u>	<u>259,500</u>	288,200		13	<u>199,000</u>	<u>257,100</u>	288,200
	14	<u>206,500</u>	<u>260,400</u>	288,700		14	<u>200,500</u>	<u>258,000</u>	288,700
	15	<u>208,000</u>	<u>260,900</u>	289,100		15	<u>202,000</u>	<u>259,100</u>	289,100
	16	<u>209,500</u>	<u>261,400</u>	289,500		16	<u>203,500</u>	<u>259,500</u>	289,500
	17	<u>211,000</u>	<u>261,900</u>	289,900		17	<u>205,000</u>	<u>260,400</u>	289,900
	18	<u>212,400</u>	<u>262,500</u>	290,300		18	<u>206,500</u>	<u>260,900</u>	290,300
	19	<u>213,800</u>	<u>263,300</u>	290,700		19	<u>208,000</u>	<u>261,400</u>	290,700
	20	<u>215,200</u>	<u>263,900</u>	291,100		20	<u>209,500</u>	<u>261,900</u>	291,100

21	<u>216,600</u>	<u>264,500</u>	291,500	21	<u>211,000</u>	<u>262,500</u>	291,500
22	<u>217,700</u>	<u>266,100</u>	291,900	22	<u>212,400</u>	<u>263,300</u>	291,900
23	<u>218,800</u>	<u>266,800</u>	292,300	23	<u>213,800</u>	<u>263,900</u>	292,300
24	<u>219,900</u>	<u>267,400</u>	292,700	24	<u>215,200</u>	<u>264,500</u>	292,700
25	<u>220,900</u>	<u>268,200</u>	293,100	25	<u>216,600</u>	<u>266,100</u>	293,100
26	<u>221,800</u>	<u>269,000</u>	293,500	26	<u>217,700</u>	<u>266,800</u>	293,500
27	<u>222,700</u>	<u>269,700</u>	303,300	27	<u>218,800</u>	<u>267,400</u>	303,300
28	<u>223,600</u>	<u>270,400</u>	304,500	28	<u>219,900</u>	<u>268,200</u>	304,500
29	<u>230,800</u>	<u>271,100</u>	305,500	29	<u>220,900</u>	<u>269,000</u>	305,500
30	<u>231,600</u>	<u>271,800</u>	306,400	30	<u>221,800</u>	<u>269,700</u>	306,400
31	<u>232,400</u>	<u>272,500</u>	307,200	31	<u>222,700</u>	<u>270,400</u>	307,200
32	<u>233,200</u>	<u>273,200</u>	308,100	32	<u>223,600</u>	<u>271,100</u>	308,100
33	<u>234,000</u>	<u>273,900</u>	309,500	33	<u>230,800</u>	<u>271,800</u>	309,500
34	<u>234,700</u>	<u>274,600</u>	310,800	34	<u>231,600</u>	<u>272,500</u>	310,800
35	<u>235,400</u>	<u>275,300</u>	312,000	35	<u>232,400</u>	<u>273,200</u>	312,000
36	<u>236,100</u>	<u>276,500</u>	313,000	36	<u>233,200</u>	<u>273,900</u>	313,000
37	<u>236,800</u>	<u>277,000</u>	314,200	37	<u>234,000</u>	<u>274,600</u>	314,200
38	<u>237,400</u>	<u>277,500</u>	315,400	38	<u>234,700</u>	<u>275,300</u>	315,400
39	<u>238,000</u>	<u>278,000</u>	316,500	39	<u>235,400</u>	<u>276,500</u>	316,500
40	<u>238,600</u>	<u>278,500</u>	317,600	40	<u>236,100</u>	<u>277,000</u>	317,600

41	<u>239,200</u>	<u>279,000</u>	318,700	41	<u>236,800</u>	<u>277,500</u>	318,700
42	<u>239,800</u>	<u>279,500</u>	319,800	42	<u>237,400</u>	<u>278,000</u>	319,800
43	<u>240,400</u>	<u>280,000</u>	320,900	43	<u>238,000</u>	<u>278,500</u>	320,900
44	<u>240,900</u>	<u>280,400</u>	321,900	44	<u>238,600</u>	<u>279,000</u>	321,900
45	<u>241,400</u>	<u>280,800</u>	323,000	45	<u>239,200</u>	<u>279,500</u>	323,000
46	<u>241,900</u>	<u>281,300</u>	324,100	46	<u>239,800</u>	<u>280,000</u>	324,100
47	<u>242,400</u>	<u>281,700</u>	325,200	47	<u>240,400</u>	<u>280,400</u>	325,200
48	<u>242,900</u>	<u>282,200</u>	326,200	48	<u>240,900</u>	<u>280,800</u>	326,200
49	<u>243,400</u>	<u>289,500</u>	327,300	49	<u>241,400</u>	<u>281,300</u>	327,300
50	<u>243,900</u>	<u>289,900</u>	328,400	50	<u>241,900</u>	<u>281,700</u>	328,400
51	<u>244,300</u>	<u>290,300</u>	329,400	51	<u>242,400</u>	<u>282,200</u>	329,400
52	<u>244,800</u>	<u>290,700</u>	330,400	52	<u>242,900</u>	<u>289,500</u>	330,400
53	<u>245,400</u>	<u>291,100</u>	331,400	53	<u>243,400</u>	<u>289,900</u>	331,400
54	<u>245,900</u>	<u>291,500</u>	332,400	54	<u>243,900</u>	<u>290,300</u>	332,400
55	<u>246,400</u>	<u>291,900</u>	333,400	55	<u>244,300</u>	<u>290,700</u>	333,400
56	<u>246,800</u>	<u>292,300</u>	334,400	56	<u>244,800</u>	<u>291,100</u>	334,400
57	<u>247,200</u>	<u>292,700</u>	336,400	57	<u>245,400</u>	<u>291,500</u>	336,400
58	<u>247,700</u>	<u>293,100</u>	337,400	58	<u>245,900</u>	<u>291,900</u>	337,400
59	<u>248,200</u>	<u>293,500</u>	338,400	59	<u>246,400</u>	<u>292,300</u>	338,400
60	<u>248,600</u>	<u>293,900</u>	340,400	60	<u>246,800</u>	<u>292,700</u>	340,400

61	<u>249,000</u>	<u>294,300</u>	341,300	61	<u>247,200</u>	<u>293,100</u>	341,300
62	<u>249,500</u>	<u>294,800</u>	342,200	62	<u>247,700</u>	<u>293,500</u>	342,200
63	<u>250,000</u>	<u>295,300</u>	343,100	63	<u>248,200</u>	<u>293,900</u>	343,100
64	<u>250,400</u>	<u>295,800</u>	344,000	64	<u>248,600</u>	<u>294,300</u>	344,000
65	<u>250,800</u>	<u>296,300</u>	344,900	65	<u>249,000</u>	<u>294,800</u>	344,900
66	<u>251,300</u>	<u>296,800</u>	345,800	66	<u>249,500</u>	<u>295,300</u>	345,800
67	<u>251,800</u>	<u>297,300</u>	347,800	67	<u>250,000</u>	<u>295,800</u>	347,800
68	<u>252,200</u>	<u>297,800</u>	348,700	68	<u>250,400</u>	<u>296,300</u>	348,700
69	<u>252,600</u>	<u>298,300</u>	349,600	69	<u>250,800</u>	<u>296,800</u>	349,600
70	<u>253,000</u>	<u>299,000</u>	350,500	70	<u>251,300</u>	<u>297,300</u>	350,500
71	<u>253,400</u>	<u>299,600</u>	352,200	71	<u>251,800</u>	<u>297,800</u>	352,200
72	<u>253,800</u>	<u>300,300</u>	353,000	72	<u>252,200</u>	<u>298,300</u>	353,000
73	<u>254,200</u>	<u>300,900</u>	353,800	73	<u>252,600</u>	<u>299,000</u>	353,800
74	<u>254,600</u>	<u>301,500</u>	355,300	74	<u>253,000</u>	<u>299,600</u>	355,300
75	<u>255,000</u>	<u>302,100</u>	356,000	75	<u>253,400</u>	<u>300,300</u>	356,000
76	<u>255,400</u>	<u>302,600</u>	357,600	76	<u>253,800</u>	<u>300,900</u>	357,600
77	<u>255,800</u>	<u>303,100</u>	358,200	77	<u>254,200</u>	<u>301,500</u>	358,200
78	<u>256,200</u>	<u>303,700</u>	359,500	78	<u>254,600</u>	<u>302,100</u>	359,500
79	<u>256,600</u>		360,200	79	<u>255,000</u>	<u>302,600</u>	360,200
80	<u>257,000</u>		361,500	80	<u>255,400</u>	<u>303,100</u>	361,500

81	<u>257,300</u>	362,000	81	<u>255,800</u>	<u>303,700</u>	362,000
82	<u>257,700</u>	363,000	82	<u>256,200</u>		363,000
83	<u>258,100</u>	363,400	83	<u>256,600</u>		363,400
84	<u>258,400</u>	363,800	84	<u>257,000</u>		363,800
85	<u>258,700</u>	364,200	85	<u>257,300</u>		364,200
86	<u>259,100</u>		86	<u>257,700</u>		
87	<u>259,500</u>		87	<u>258,100</u>		
88	<u>259,800</u>		88	<u>258,400</u>		
89	<u>260,100</u>		89	<u>258,700</u>		
90	<u>260,400</u>		90	<u>259,100</u>		
91	<u>260,700</u>		91	<u>259,500</u>		
92	<u>260,900</u>		92	<u>259,800</u>		
93	<u>261,100</u>		93	<u>260,100</u>		
94	<u>261,400</u>		94	<u>260,400</u>		
95	<u>261,700</u>		95	<u>260,700</u>		
96	<u>261,900</u>		96	<u>260,900</u>		
97	<u>262,100</u>		97	<u>261,100</u>		
98	<u>262,400</u>		98	<u>261,400</u>		
99	<u>262,700</u>		99	<u>261,700</u>		
100	<u>262,900</u>		100	<u>261,900</u>		

	101	<u>263, 100</u>				101	<u>262, 100</u>		
	102	<u>263, 400</u>				102	<u>262, 400</u>		
	103	<u>263, 700</u>				103	<u>262, 700</u>		
	104	<u>263, 900</u>				104	<u>262, 900</u>		
	105	<u>264, 100</u>				105	<u>263, 100</u>		
	106	<u>264, 400</u>				106	<u>263, 400</u>		
	107	<u>264, 700</u>				107	<u>263, 700</u>		
	108	<u>264, 900</u>				108	<u>263, 900</u>		
	109	<u>265, 100</u>				109	<u>264, 100</u>		
	110	<u>265, 300</u>				110	<u>264, 400</u>		
	111	<u>265, 600</u>				111	<u>264, 700</u>		
	112	<u>265, 900</u>				112	<u>264, 900</u>		
	113	<u>266, 100</u>				113	<u>265, 100</u>		
						114	<u>265, 300</u>		
						115	<u>265, 600</u>		
						116	<u>265, 900</u>		
						117	<u>266, 100</u>		
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用		円	円	円	再任用		円	円	円
短時間					短時間				
勤務職		197, 900	209, 000	227, 500	勤務職		197, 900	209, 000	227, 500

員					員				
備考 この表は、自動車その他の運転、土木作業及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。					備考 この表は、自動車その他の運転、土木作業及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。				

四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
（管理職員特別勤務手当） 第5条 前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）若しくは勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）をいう。次項において同じ。）<u>に勤務をした場合は</u>、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は</u>、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して管理規程で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得</u>	（管理職員特別勤務手当） 第5条 前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）若しくは勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）をいう。次項において同じ。）<u>に勤務した場合は</u>、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は</u>、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において管理規程で定める額とする。

(2) (略)

4 (略)

(扶養手当)

第6条 (略)

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(4) (略)

(特定の職員についての適用除外)

第23条 第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第6条及び第8条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び四街道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年条例第32号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において管理規程で定める額とする。ただし、当該勤務に従事する時間等を考慮して管理規程で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) (略)

4 (略)

(扶養手当)

第6条 (略)

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2)～(5) (略)

(特定の職員についての適用除外)

第23条 第6条及び第8条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び四街道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年条例第32号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。

四街道市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案			現 行		
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第19条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第19条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第7条第3項 ・第7条第4項及び第6項	(略)	(略)	第7条第3項 ・第7条第4項及び第6項	(略)	(略)
第20条の4第2項	第7条第3項から第10項まで、第11条及び第12条	(略)	第20条の4第2項	第7条第3項から第10項まで、第11条、 <u>第12条及び第12条の3</u>	(略)
	定年前再任用短時間勤務職員	(略)		定年前再任用短時間勤務職員	(略)
（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条			（部分休業の承認） 第21条 （略） 2 （略） 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条		

の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護をするための時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護をするための時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正案	現 行
（育児又は看護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 （略） 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要看護者」という。）を看護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立	（育児又は看護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の2 （略） 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 （略） 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要看護者」という。）を看護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立

について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項、第3項及び第15条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要看護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要看護者を看護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（看護休暇）

について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項、第3項及び第15条の3第1項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要看護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要看護者を看護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（看護休暇）

第15条 看護休暇は、職員が要看護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他規則で定める者（第18条の2第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの。次条第1項において同じ。）の看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（配偶者等が看護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の看護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と看護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「看護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、看護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、看護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する看護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 看護両立支援制度等に関する相談体制の整備

第15条 看護休暇は、職員が要看護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の親族その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの。次条第1項において同じ。）の看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

(3) その他看護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

四街道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現 行
（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 （略） 2・3 （略） 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額 の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。 （四街道市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第8条 四街道市一般職の職員の給与等に関する条例（昭和30年条例第14号。次項において「給与条例」という。）第6条、第7条、第11条、第12条、第12条の3及び第20条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の3第1項、第20条の4第1項、第23条第2項及び第5項並びに第24条第2項の規定の適用については、給与条例第20条の3第1項中「前条に規定する職員」とあり、及び給与条例第20条の4第1項中「第20条の2に規定する職員」とあるのは「四街道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第32号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の</u>	（特定任期付職員の給与の特例） 第7条 （略） 2・3 （略） 4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、</u>予算の範囲内で行わなければならない。 （四街道市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等） 第8条 四街道市一般職の職員の給与等に関する条例（昭和30年条例第14号。次項において「給与条例」という。）第6条、第7条、第11条、第12条、第12条の3、<u>第20条の2及び第24条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の3第1項、第20条の4第1項並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第20条の3第1項中「前条に規定する職員」とあり、及び給与条例第20条の4第1項中「第20条の2に規定する職員」とあるのは「四街道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年条例第32号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同

95」と、同条第5項中「給料表に定める職務の級が3級以上である職員」とあるのは「四街道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、<u>給与条例第24条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u> （四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等） 第9条 四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第11号。次項において「企業職員給与条例」という。）第4条、第6条<u>及び第8条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 （略）	条第5項中「給料表に定める職務の級が3級以上である職員」とあるのは「四街道市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。 （四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等） 第9条 四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第11号。次項において「企業職員給与条例」という。）第4条、第6条、<u>第8条及び第16条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 （略）
--	--

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正案	現 行
附 則 （四街道市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第3条 （略） 2～6 （略） 7 四街道市一般職の職員の給与等に関する条例第7条第3項から第10項まで、第11条<u>及び第12条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 （略） （四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）	附 則 （四街道市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第3条 （略） 2～6 （略） 7 四街道市一般職の職員の給与等に関する条例第7条第3項から第10項まで、第11条、<u>第12条及び第12条の3</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 （略） （四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第4条 四街道市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。